

特定健康診査・特定保健指導を受けましょう！

被扶養者(40歳から75歳未満)の方へ 今年度の特定健康診査は受診しましたか？



今年度の対象となる被扶養者の方には、
6月に特定健康診査受診券を交付しております。
まだ受診されていない方は、早めに受診の手続きをとりましょう。
今年度の**特定健康診査受診券の有効期限は令和3年1月31日(日)**です。

お願い

働いている方で、職場の健診を受けるため、特定健康診査を受診しない方は、
職場の健診結果の写しを提出して下さるようご協力をお願いします。
組合員の扶養となっている方の特定健診・保健指導は、医療保険者である
当共済組合に実施が義務付けられております。



**パート先等の健診結果を提出して下さった方には、
もれなく粗品を差し上げます。**

担当：給付・保健グループ 017-734-9916

令和2年度「スポーツ観戦補助事業」「施設利用補助」について

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度は下記のとおり実施しています。

■ スポーツ観戦補助事業

会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したときに給付されます。

給付額 チケット単価の半額(2,000円を限度)
ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度とする。

提出書類

- 令和2年度 スポーツ観戦補助事業請求書
- チケットの半券(チケット半券に価格が記載されていない場合、
チケット価格のわかるチラシ等も添付)



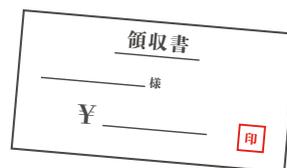
■ 施設利用補助

会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊したときに給付されます。

給付額 1泊につき、1,000円
ただし、会員一人につき、年度内3,000円を限度とする。

提出書類

- 令和2年度 施設利用補助金請求書
- 領収書(オンライン決済の場合は宿泊日・宿泊者等がわかるもの)



詳しくは、令和2年8月25日付け青教互第47号、48号をご覧ください。
互助会ホームページからもご覧いただけます。

教職員互助会 017-734-9914